

平成16年7月23日(水)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外 第29号

～ 第28回協議会開催～

南部町の町長職務執行者は三鴨会見町長

7月21日、西伯町・会見町合併協議会第28回会議が会見町役場で開催されました。

今回の協議会では、南部町の発足から「設置選挙(10月24日の投開票で調整中)」で新町長が決定されるまでの間、町長の職務を行う者(「南部町長職務執行者」と言います。)として三鴨会見町長を予定することが報告されました。

この「南部町長職務執行者」は、新しく市町村が設置された際における地方自治制度の特例措置として地方自治法施行令に規定されている「職」であり、南部町の場合では旧町の町長であった者同士が協議してその中から選ぶこととなります。

今回、南部町長職務執行者予定者を公表したのは、残り2月余となった西伯町・会見町と10月1日に発足する南部町の業務を共に円滑に遂行するため、早期に執行体制を確立し、行政関係者や住民の皆さんにお知らせするためです。

「西伯病院」の名称は合併後もそのまま使用

西伯病院の開設は昭和30年に西伯町が発足する以前の昭和26年であり、名称の西伯は「西伯郡」の西伯を冠したものです。その理念は西伯郡全体の医療体系の中で重要な役割を果たすことであり、西伯町発足後も西伯町1地域のための病院ではなく、西伯郡全体の医療環境向上に大きな役割を果たしてきたところであり、南部町発足後もこの理念を引き継ぐため、その名称は「西伯病院」とすることが確認されました。

また、今回の協議会では、西伯町の隣保館の名称を「西伯文化会館」、会見町の隣保館の名称を「宮前隣保館」とすることが確認されました。

町章候補のデザイン募集してます！！

合併協議会では、9月10日(金)まで、南部町の町章候補のデザインを募集しています。

詳細は下記のホームページ又は合併協議会便り第17号に折り込んだ募集要綱(応募用紙付き)をご覧ください。なお、募集要綱は両町役場でもお渡ししていますので奮ってご応募ください。

次回の協議会は8月18日(水)西伯町役場で、午後1時30分から開催します。傍聴においでください。

発行 西伯町・会見町合併協議会

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局(合併推進室)

所在地：会見町天萬558番地 〒683-0201 電話 48-3375 FAX 48-3376

HP <http://www.saihaku.net/aimi/> E-mail otayori@sanmedia.or.jp